

令和7年度 焼津市自主防災組織育成強化事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、地震その他の災害による被害の軽減及び災害時における地域での応急対策の確実かつ迅速な実施を図るため、自主防災組織育成強化事業を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自主防災組織育成強化事業：組織運営事業、資機材整備事業、防火井戸等修繕設置事業及び新規チャレンジ事業の総称をいう。
- (2) 組織運営事業：自主防災組織の運営及び防災訓練を行う事業をいう。
- (3) 資機材整備事業：別表に定める防災用資機材等を購入する事業をいう。
- (4) 防火井戸等修繕設置事業：自主防災組織が所有し、及び管理する防火井戸（消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定（以下単に「消防水利の指定」という。）がなされていない消防の用に供するために設置された堀抜き型の井戸をいう。）又は防火水槽（消防水利の指定がなされていない消防用水を貯留するために建造された水槽をいう。）の修繕及び防災用井戸（災害発生時に生活用水に供するために設置された井戸をいう。）の設置を行う事業をいう。
- (5) 新規チャレンジ事業：次に掲げるいずれか一つの活動に取り組む事業をいう。ただし、従来から行っている事業については、見直しや検証などを行い、更なる事業の発展につながると市長が認めるものに限る。
 - ア 避難所開設運営訓練（地域の要配慮者や福祉施設、民間事業所等の参加があり、市長が認めたものに限る。）
 - イ 防災マップ等の作成
 - ウ 家庭内における防災対策を地域として一体的に推進する活動
 - エ 防災リーダー等の活動を支援する活動
 - オ 女性防災役員の組織化及び参加の促進を図る活動
 - カ その他自主防災会の行う防災関連事業で市長が認めたもの

第3 補助対象者

焼津市の自主防災組織

第4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月5日までの期間に実施した自主防災組織育成強化事業に要する経費（飲食及び自主防災組織に属する者の人件費に係る経費を除く。）とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(2) 補助の回数

自主防災組織育成強化事業の各事業につき1回までとする。

第5 補助額（率）

(1) 組織運営事業

次に掲げるア及びイにより算定された額の合計額とする。

ア 均等割額

次の表の左欄に掲げる自主防災組織加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とし、自主防救助隊を設置している自主防災組織には30,000円を加算する。

自主防災組織加入世帯数 (令和7年4月1日時点)	均等割額
100世帯以下	20,000円
101世帯～200世帯	30,000円
201世帯～300世帯	40,000円
301世帯～400世帯	50,000円
401世帯～500世帯	60,000円
501世帯～1000世帯	70,000円
1001世帯～1500世帯	80,000円
1501世帯～2000世帯	90,000円
2001世帯～2500世帯	100,000円
2501世帯～3000世帯	110,000円
3001世帯～3500世帯	120,000円
3501世帯以上	130,000円

イ 世帯割額

令和7年4月1日時点の自主防災組織加入世帯数に100円を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）

(2) 資機材整備事業

資機材整備事業に要する経費の4分の3以内の額（1,000円未満切り捨て）とし、次の表の左欄に掲げる自主防災組織加入世帯数の区分に応じ、同表右欄に定める額を限度とする。

自主防災組織加入世帯数 (令和7年4月1日時点)	限度額
500世帯以下	100,000円
501世帯～1,000世帯	200,000円
1,001世帯～2,000世帯	300,000円
2,001世帯～3,000世帯	400,000円
3,001世帯以上	500,000円

(3) 防火井戸等修繕設置事業

防火井戸等修繕設置事業に要する経費の4分の3以内の額（1,000円未満切り捨て）とし、30万円を限度とする。

(4) 新規チャレンジ事業

新規チャレンジ事業に要する経費の額とし、次の表の左欄に掲げる活動の内容の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。

活動の内容	限度額
避難所開設運営訓練	100,000円
防災マップ等作成	50,000円
家庭内における防災対策を地域として一体的に推進する活動	50,000円
防災リーダー等の活動を支援する活動	50,000円
女性防災役員の組織化及び参加の促進を図る活動	50,000円
その他自主防災会が行う防災関連事業で市長が認めたもの	50,000円

第6 交付の申請

(1) 組織運営事業

ア 提出書類 各1部

(ア) 交付申請書(第1号様式)

(イ) 事業計画書

(ウ) 収支予算書

(エ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出期限 令和7年6月16日

(2) 資機材整備事業

ア 提出書類 各1部

(ア) 交付申請書(第2号様式)

(イ) 事業計画書

(ウ) 収支予算書

(エ) 見積書又はその写し

(オ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出期限 令和7年6月16日

(3) 防火井戸等修繕設置事業

ア 提出書類 各1部

(ア) 交付申請書(第3号様式)

(イ) 事業計画書

(ウ) 収支予算書

(エ) 見積書又はその写し

(オ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出期限 令和8年1月30日

(4) 新規チャレンジ事業

ア 提出書類 各1部

(ア) 交付申請書(第4号様式)

(イ) 事業計画書

- (ウ) 収支予算書
- (エ) 見積書又はその写し
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出期限 令和8年1月30日

第7 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、事業費全体の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - イ 事業主体若しくは施行場所の変更又は事業量の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第8 変更承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書
- イ 変更事業計画書
- ウ 変更収支予算書

第9 実績報告

(1) 組織運営事業

- ア 提出書類 各1部
 - (ア) 実績報告書(第5号様式)
 - (イ) 事業実績書
 - (ウ) 収支決算書
 - (エ) 領収書又はその写し

イ 提出期限 事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月5日のいずれか早い日まで

(2) 資機材整備事業

- ア 提出書類 各1部
 - (ア) 実績報告書(第6号様式)
 - (イ) 事業実績書

- (ウ) 収支決算書
- (エ) 領収書又はその写し
- (オ) 資機材整備完了後の写真

イ 提出期限 事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月5日のいずれか早い日まで

(3) 防火井戸等修繕設置事業

- ア 提出書類 各1部
 - (ア) 実績報告書（第7号様式）
 - (イ) 事業実績書
 - (ウ) 収支決算書
 - (エ) 領収書又はその写し
 - (オ) 設置、施工状況等を示す位置図及び完成写真

イ 提出期限 事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月5日のいずれか早い日まで

(4) 新規チャレンジ事業

- ア 提出書類 各1部
 - (ア) 実績報告書（第8号様式）
 - (イ) 事業実績書
 - (ウ) 収支決算書
 - (エ) 領収書又はその写し
 - (オ) 事業実施状況写真、完成写真、完成制作物又はその写し

イ 提出期限 事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月5日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

- (1) 提出書類 各事業1部
請求書（第9号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算払請求手続

- 提出書類 各1部
 - ア 概算払請求書（第9号様式）
 - イ 資金状況調べ（第10号様式）

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金に適用する。

別表

区分	品名	数量
情報伝達用 資機材	トランシーバー（簡易無線機）	町内会数＋2
	拡声器（大型）	300世帯毎に1
	拡声器（ポータブル型）	ポータブル型とハンディ型を合わせて町内会数＋2
	拡声器（ハンディ型）	
初期消火用 資機材	街頭用消火器（10型以上）	30世帯毎に1
	街頭用消火器格納箱	30世帯毎に1
	消防用可搬ポンプ（C・D級）	町内会数×1
	消防用可搬ポンプ用ホース	町内会数×3
	消防用ホース格納箱	町内会数×3
	消火用バケツ	上限なし
救助用 資機材	レスキューセット	上限なし
	チェーンソー	町内会数×1
	エンジンカッター	町内会数×0.5
	バール	町内会数×3
	スコップ	町内会数×3
	ジャッキ	町内会数×3
	大ハンマー	町内会数×2
	梯子（脚立含む）	町内会数×1
	鋸	町内会数×3
	つるはし	町内会数×1
	カケヤ	町内会数×1
	鉄線バサミ（ボルトクリッパー）	町内会数×1
	とび口	町内会数×1
	弁慶（万能斧・トップマントビ）	町内会数×1
	ロープ	町内会数×3
	リヤカー	町内会数×2
	一輪車	町内会数×0.5
	誘導灯	町内会数×2
	ゴムボート	上限なし
	救急用 資機材	担架
救急セット		町内会数×2
AED		上限なし

別表

区分	品名	数量
避難生活用 資機材	照明器具（強カライト）	50 世帯毎に 1
	照明器具（サーチライト）	
	照明器具（投光器）	
	照明器具（照明用三脚）	
	毛布	4 世帯毎に 1
	発電機（台車を含み、ガス式及びソーラー蓄電式発電機も補助の対象）	100 世帯毎に 1
	浄水器	300 世帯毎に 1
	給水ポンプ	上限なし
	給水容器（ポリタンク・給水袋等）	上限なし
	受水槽（組立式）	300 世帯毎に 1
	防災用テント用品	100 世帯毎に 1
	簡易トイレセット	上限なし
	自炊用品（かまど・鍋など）	100 世帯毎に 1
防災倉庫	300 世帯毎に 1	
その他 資機材	消毒用資機材	上限なし
	要配慮者搬送用資機材	上限なし

備考 次の経費は補助の対象外とする。

- 1 右欄に定める数量を超えて購入した防災用資機材の購入費。ただし、地域の状況に応じて必要であると市長が認める場合は、当該数量を超えた分を補助の対象経費とすることができる。
- 2 ヘルメット、防災服その他の個人が装備する防災用具の購入費
- 3 燃料、替刃等の資機材関連用品の購入費
- 4 保有する資機材の処分費